

令和元年第4回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第158号	上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正について	産業政策課	1
議案第222号	ワークパル上越条例の一部改正について	産業政策課	2～3
議案第223号	上越人材ハイスクール条例の一部改正について	産業政策課	4～5
議案第224号	上越市索道条例の一部改正について	施設経営管理室	6～7
議案第225号	上越市スーパーボブスレー条例の一部改正について	施設経営管理室	8
議案第226号	上越観光物産センター条例の一部改正について	施設経営管理室	9～10
議案第227号	直江津屋台会館条例の一部改正について	施設経営管理室	11
議案第228号	上越市大島庄屋の家条例の一部改正について	施設経営管理室	12～13
議案第229号	上越市光ヶ原高原観光総合施設条例の一部改正について	施設経営管理室	14～15
議案第230号	上越市シーサイドパーク名立条例の一部改正について	施設経営管理室	16～17
議案第231号	上越市牧ふれあい体験交流施設条例の一部改正について	施設経営管理室	18
議案第232号	上越市ゑしんの里記念館条例の一部改正について	施設経営管理室	19
議案第233号	上越市五智歴史の里会館条例の一部改正について	施設経営管理室	20
議案第134号	令和元年度上越市一般会計補正予算（第4号）	産業立地課ほか	21～25

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第158号
提 出 課	産業政策課

上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正について

- 1 改正理由
中小企業等経営強化法の一部改正を受け、同法からの引用条項を整備するもの
- 2 改正内容
中小企業等経営強化法の引用条項を改める。(第2条関係)
- 3 施行期日
公布の日
- 4 上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(定義) 第2条 略 (1) ~ (8) 略 (9) 経営力向上 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第 <u>12項</u> に規定する経営力向上をいう。 (10) 略	(定義) 第2条 略 (1) ~ (8) 略 (9) 経営力向上 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第 <u>10項</u> に規定する経営力向上をいう。 (10) 略

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第222号
提 出 課	産業政策課

ワークパル上越条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 主な改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

施設名	上限額（1時間につき）	
	改定後	現 行
多目的ホール	2, 260円	2, 050円
調理実習室	620円	510円
コミュニケーションルーム	360円	300円
視聴覚室	770円	640円
教養文化室	360円	300円
第1サークルルーム	360円	300円
第2サークルルーム	150円	120円
第3サークルルーム	150円	120円
第1会議室	360円	300円
第2会議室	290円	240円

(2) 附属設備の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

設備名	上限額（1時間につき）	
	改定後	現 行
視聴覚機器	110円	100円
特殊照明設備	110円	100円

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

(4) その他文言を整備する。

3 施行期日

公布の日

4 ワークパル上越条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第18条関係）		別表（第18条関係）	
(1) 施設利用料金		(1) 施設使用料	
施設名	上限額（1時間につき）	施設名	上限額（1時間につき）
多目的ホール	2,260円	多目的ホール	2,050円
調理実習室	620円	調理実習室	510円
コミュニケーションルーム	360円	コミュニケーションルーム	300円
視聴覚室	770円	視聴覚室	640円
教養文化室	360円	教養文化室	300円
第1サークルルーム	360円	第1サークルルーム	300円
第2サークルルーム	150円	第2サークルルーム	120円
第3サークルルーム	150円	第3サークルルーム	120円
第1会議室	360円	第1会議室	300円
第2会議室	290円	第2会議室	240円
備考 略		備考 略	
(2) 附属設備利用料金		(2) 附属設備使用料	
設備名	単位	上限額（1時間につき）	上限額（1時間につき）
視聴覚機器	1式	110円	100円
(略)		(略)	
特殊照明設備	1式	110円	100円
(略)		(略)	
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第223号
提 出 課	産業政策課

上越人材ハイスクール条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

施設名		上限額 (1時間につき)	
		改定後	現 行
研修棟	第1教室	720円	600円
	第2教室	800円	660円
	第3教室	560円	460円
	第4教室	640円	530円
	実習室	1,200円	1,000円
	視聴覚室	2,050円	1,860円
	控室	170円	140円

(2) 附属設備の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

設備名		単位	上限額	
			改定後	現 行
研修棟	ビデオ	1回につき	1,020円	1,000円
	プロジェクター		1,020円	1,000円
	オーバーヘッド プロジェクター		1,020円	1,000円
	スクリーン		1,020円	1,000円
	放送設備		1,020円	1,000円
	パソコン		510円	500円
	冷暖房設備	1時間につき	570円	560円

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越人材ハイスクール条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
別表（第16条関係）				別表（第16条関係）			
(1) 施設利用料金				(1) 施設利用料金			
施設名		上限額 (1時間につき)		施設名		上限額 (1時間につき)	
研修棟	第1教室	720円		研修棟	第1教室	600円	
	第2教室	800円			第2教室	660円	
	第3教室	560円			第3教室	460円	
	第4教室	640円			第4教室	530円	
	実習室	1,200円			実習室	1,000円	
	視聴覚室	2,050円			視聴覚室	1,860円	
	控室	170円			控室	140円	
備考 略				備考 略			
(2) 附属設備利用料金				(2) 附属設備利用料金			
設備名		単位	上限額	設備名		単位	上限額
研修棟	ビデオ	1回につき	1,020円	研修棟	ビデオ	1回につき	1,000円
	プロジェクター		1,020円		プロジェクター		1,000円
	オーバーヘッド プロジェクター		1,020円		オーバーヘッド プロジェクター		1,000円
	スクリーン		1,020円		スクリーン		1,000円
	放送設備		1,020円		放送設備		1,000円
	パソコン		510円		パソコン		500円
	冷暖房設備		1時間につき		570円		冷暖房設備
備考 略				備考 略			

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 2 4 号
提 出 課	施設経営管理室

上越市索道条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 金谷山リフトの使用料を次のように改定する。(別表関係)

区分		使用料				
		改定後		現 行		
		一般	小・中 学生	一般	小・中 学生	
4月1日から10月31日まで		1回券	210円	160円	200円	150円
		6回券	1,050円	800円	1,000円	750円
12月1日から 翌年3月31日 まで	個人	1回券	210円	160円	200円	150円
		11回券	2,100円	1,600円	2,000円	1,500円
	市内の小学校、中学校及び高等学校のスキー授業等の場合	1回券	100円		90円	

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後に発行される1回券、6回券及び11回券(以下「1回券等」という。)について適用し、同日前に発行される1回券等については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市索道条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
区分		使用料		区分		使用料	
		一般	小・中 学生			一般	小・中 学生
4月1日から10 月31日まで	1回券	210円	160円	4月1日から10 月31日まで	1回券	200円	150円
	6回券	1,050円	800円		6回券	1,000円	750円

改正案					改正前				
12月1日 から 翌年3月 31日 まで	個人	1回券	210円	160円	12月1日 から 翌年3月 31日 まで	個人	1回券	200円	150円
		11回券	2,100円	1,600円			11回券	2,000円	1,500円
	市内の小 学校、中 学校及び 高等学校 のスキー 授業等の 場合	1回券		100円		市内の小 学校、中 学校及び 高等学校 のスキー 授業等の 場合	1回券		90円
備考 略					備考 略				

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第225号
提 出 課	施設経営管理室

上越市スーパーボブスレー条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(第6条関係)

使用区分	使用料			
	改定後		現 行	
	1回券	6回券	1回券	6回券
一般	200円	1,000円	150円	750円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後に発行される1回券及び6回券（以下「1回券等」という。）について適用し、同日前に発行された1回券等については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市スーパーボブスレー条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
(使用料) 第6条 略				(使用料) 第6条 略			
使用 区分	使用料		備考	使用 区分	使用料		備考
	1回券	6回券			1回券	6回券	
一般	<u>200円</u>	<u>1,000円</u>	・3歳以下の幼児は無料とする。 ・未就学児が使用する場合は、中学生以上の同乗者を必要とする。	一般	<u>150円</u>	<u>750円</u>	・3歳以下の幼児は無料とする。 ・未就学児が使用する場合は、中学生以上の同乗者を必要とする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第226号
提出課	施設経営管理室

上越観光物産センター条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	単位	使用料	
		改定後	現 行
大ホール	1時間につき	11,210円	11,000円
中ホール		2,750円	2,700円
会議室		1,380円	1,350円
展示ギャラリー	1日1平方メートルにつき	70円	60円
その他附属施設			

(2) 大ホールを利用する場合で冷暖房を利用しないときの使用料を「9,000円」から「9,170円」に改定する。(別表関係)

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越観光物産センター条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表(第8条、第10条関係)			別表(第8条、第10条関係)		
施設名	単位	使用料	施設名	単位	使用料
大ホール	1時間につき	11,210円	大ホール	1時間につき	11,000円
中ホール		2,750円	中ホール		2,700円
会議室		1,380円	会議室		1,350円
展示ギャラリー	1日1平方メー	70円	展示ギャラリー	1日1平方メー	60円
その他附属施設	トルにつき		その他附属施設	トルにつき	
備考			備考		
1 大ホールを利用する場合で冷暖房を利用しないときの使用料は、			1 大ホールを利用する場合で冷暖房を利用しないときは、この表中		

<p>「9, 170円 _____」とする。 2～4 略</p>	<p>「11, 000円」とあるのは、 「9, 000円」とする。 2～4 略</p>
--	---

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第227号
提 出 課	施設経営管理室

直江津屋台会館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料 (1時間につき)	
	改定後	現 行
イベントホール	5,060円	4,600円
広場	1㎡当たり10円	1㎡当たり5円

(2) イベントホールを利用する場合で冷暖房を利用しないときの使用料を「3,800円」から「4,180円」に改定する。(別表関係)

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 直江津屋台会館条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表 (第11条関係)		別表 (第11条関係)	
施設名	使用料 (1時間につき)	施設名	使用料 (1時間につき)
イベントホール	<u>5,060円</u>	イベントホール	<u>4,600円</u>
広場	1㎡当たり <u>10円</u>	広場	1㎡当たり <u>5円</u>
備考		備考	
1～4 略		1～4 略	
5 イベントホールを利用する場合で冷暖房を利用しないときの使用料は、「4,180円」とする。		5 イベントホールを利用する場合で冷暖房を利用しないときは、この表中「4,600円」とあるのは、「3,800円」とする。	
6 略		6 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 2 8 号
提 出 課	施設経営管理室

上越市大島庄屋の家条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

区分		単 位	使用料	
			改定後	現 行
ふるさと文 化交流会館	大研修室	4 時間まで	2,200 円	2,000 円
		4 時間を超え 4 時間までごとに	1,650 円	1,500 円
	和室	1 室につき 4 時間まで	1,650 円	1,500 円
		1 室につき 4 時間を超え 4 時間までごとに	1,100 円	1,000 円
	宿泊利用	1 人 1 泊につき	3,300 円	3,000 円
かやぶき生 活体験棟	座敷 広間	1 室につき 4 時間まで	3,300 円	3,000 円
		1 室につき 4 時間を超え 4 時間までごとに	1,650 円	1,500 円
	調理体験室	4 時間まで	4,400 円	4,000 円
		4 時間を超え 4 時間までごとに	2,200 円	2,000 円

(2) (1)の改正は、令和 2 年 4 月 1 日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市大島庄屋の家条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
別表 (第 10 条関係)				別表 (第 10 条関係)			
区分		単 位	使用料	区分		単 位	使用料
ふるさと 文化交流 会館	大 研 修 室	4 時間まで	2,200 円	ふるさと 文化交流 会館	大 研 修 室	4 時間まで	2,000 円
		4 時間を超え 4 時間までごとに	1,650 円			4 時間を超え 4 時間までごとに	1,500 円

改 正 案				改 正 前			
	和室	1室につき4時間まで	1,650円	和室	1室につき4時間まで	1,500円	
		1室につき4時間を超え4時間までごとに	1,100円		1室につき4時間を超え4時間までごとに	1,000円	
	宿泊利用	1人1泊につき	3,300円	宿泊利用	1人1泊につき	3,000円	
かぶき生活体験棟	座敷広間	1室につき4時間まで	3,300円	座敷広間	1室につき4時間まで	3,000円	
		1室につき4時間を超え4時間までごとに	1,650円		1室につき4時間を超え4時間までごとに	1,500円	
	調理体験室	4時間まで	4,400円	調理体験室	4時間まで	4,000円	
		4時間を超え4時間までごとに	2,200円		4時間を超え4時間までごとに	2,000円	
備考 略				備考 略			

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第229号
提 出 課	施設経営管理室

上越市光ヶ原高原観光総合施設条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の入場料及び使用料を次のように改定する。(別表第1、別表第2関係)

区分	単位	入場料	
		改定後	現 行
中学生以上	1 人	510円	500円
小学生		310円	300円
2歳以上の未就学児		210円	200円

施設名			単位	施設使用料	
				改定後	現 行
ファーム ・ヴィレ ッジ	高原センター	大広間60畳	1室	6,120円	6,000円
		中広間20畳		3,060円	3,000円
スポーツ ・ヴィレ ッジ	テニスコート		1面	1時間につき 1,020円	1時間につき 1,000円
キャンピ ング・ヴ イレッジ	グリーンパル 光原荘	宿泊室	中学生以上	2,350円	2,300円
			小学生	1,230円	1,200円
	シャワールーム		1回	210円	200円
	キャンプ場	バンガロー	1棟	3,060円	3,000円
キャンプサイト		1張	1,020円	1,000円	

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市光ヶ原高原観光総合施設条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案				改正前				
別表第1 (第9条関係)				別表第1 (第9条関係)				
区分		単位	入場料	区分		単位	入場料	
中学生以上		1人	510円	中学生以上		1人	500円	
小学生			310円	小学生			300円	
2歳以上の未就学児			210円	2歳以上の未就学児			200円	
別表第2 (第9条関係)				別表第2 (第9条関係)				
施設名		単位	施設使用料	施設名		単位	施設使用料	摘要
ファーム高原・ヴゼンイレッタージュ	大広間	1室	6,120円	ファーム高原・ヴゼンイレッタージュ	大広間	1室	6,000円	・占用利用に限る。
	中広間		3,060円		中広間		3,000円	
スポーツ・ヴイレッタージュ	テニスコート	1面	1時間につき 1,020円	スポーツ・ヴイレッタージュ	テニスコート	1面	1時間につき 1,000円	・利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
キャパルグ荘・ヴイレッタージュ	グリーン宿泊室	中学生以上	2,350円	グリーン宿泊室	中学生以上	1人	2,300円	・未就学児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。
		小学生	1,230円		小学生		1,200円	
	シャワールーム	1回	210円	シャワールーム	1回	200円		
	バンガロー	1棟	3,060円	バンガロー	1棟	3,000円		
キャンプ場	キャンプト	1張	1,020円	キャンプ場	キャンプト	1張	1,000円	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 230 号
提 出 課	施設経営管理室

上越市シーサイドパーク名立条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 主な改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表第 1、別表第 2 関係)

施設名	区分	使用料	
		改定後	現 行
ビッグボブスレー	1 回券	310 円	300 円
	6 回券	1,550 円	1,500 円
ローラースライダー	1 回券	160 円	150 円
バーベキューハウス	1 区画につき	1,020 円	1,000 円

区分	単位	占用料	
		改定後	現 行
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1 m ² 当たり 1 日に つき	110 円	100 円
興行		30 円	20 円
展示会、集会その他これらに類する行為		20 円	10 円

(2) (1)の改正のうち別表第 1 で規定するバーベキューハウスの項使用料の欄に係る部分及び別表第 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第 2 項関係)

(3) (1)の改正のうち別表第 1 で規定する 1 回券及び 6 回券(以下「1 回券等」という。)に係る部分は、令和 2 年 4 月 1 日以後に発行する 1 回券等について適用し、同日前に発行された 1 回券等については、なお従前の例によることとする。(附則第 3 項関係)

3 施行期日 公布の日

4 上越市シーサイドパーク名立条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案				改正前			
別表第1 (第12条関係)				別表第1 (第12条関係)			
施設名	区分	使用料	摘要	施設名	区分	使用料	摘要
ビッグボ ブスレー	1回券	310円	・未就学児 は、無料と する。	ビッグボ ブスレー	1回券	300円	・未就学児 は、無料と する。
	6回券	1,550円			6回券	1,500円	
ローラー スライダー	1回券	160円	・未就学児が 利用する場 合は、中学 生以上の同 乗者を必要 とする。	ローラー スライダー	1回につき	150円	・未就学児が 利用する場 合は、中学 生以上の同 乗者を必要 とする。
	パーベキ ューハウ ス	1区画 につき			1,020円	パーベキ ューハウ ス	
別表第2 (第12条関係)				別表第2 (第12条関係)			
区分	単位	占用料		区分	単位	占用料	
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1m ² 当たり1日につき	110円		物品の販売、募金その他これらに類する行為	1m ² 当たり1日につき	100円	
興行		30円		興行		20円	
展示会、集会その他これらに類する行為		20円		展示会、集会その他これらに類する行為		10円	
備考 略				備考 略			

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第231号
提 出 課	施設経営管理室

上越市牧ふれあい体験交流施設条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名		使用料 (1時間につき)	
		改定後	現 行
交流研修館	研修室	500円	490円
	ミーティングルーム	140円	130円
	体験調理室・実習室	520円	510円
	ホール	350円	340円
ふれあい広場		240円	200円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市牧ふれあい体験交流施設条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表 (第10条関係)			別表 (第10条関係)		
施設名		使用料 (1時間につき)	施設名		使用料 (1時間につき)
交流研修館	研修室	500円	研修室	490円	
	ミーティングルーム	140円	ミーティングルーム	130円	
	体験調理室・実習室	520円	体験調理室・実習室	510円	
	ホール	350円	ホール	340円	
ふれあい広場		240円	ふれあい広場		200円
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第232号
提 出 課	施設経営管理室

上越市ゑしんの里記念館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

施設名	上限額 (1室1時間につき)	
	改定後	現 行
多目的ホール	1, 230円	1, 110円
和室 (16畳)	180円	150円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市ゑしんの里記念館条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表 (第14条関係)		別表 (第14条関係)	
施設名	上限額 (1室1時間につき)	施設名	上限額 (1室1時間につき)
多目的ホール	<u>1, 230円</u>	多目的ホール	<u>1, 110円</u>
和室 (16畳)	<u>180円</u>	和室 (16畳)	<u>150円</u>
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第233号
提 出 課	施設経営管理室

上越市五智歴史の里会館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

区分	単位	上限額	
		改定後	現 行
休憩室兼多目的室	1時間につき	720円	700円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市五智歴史の里会館条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表(第15条関係)		別表(第15条関係)	
区分	上限額(1時間につき)	区分	上限額(1時間につき)
休憩室兼多目的室	<u>720円</u>	休憩室兼多目的室	<u>700円</u>
備考 略		備考 略	

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第134号
提出課	産業立地課

歳出科目 (P32～P33)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
設備投資促進事業	351,598	13,873	365,471

主な補正財源		主な経費	
一般財源	13,873	負担金補助及び交付金	13,873

【補正理由】

新潟県南部産業団地、板倉北部工業団地、三和西部産業団地の分譲に伴い、産業団地等取得補助金を増額するもの

【補正内容】

産業団地等取得補助金の増額

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	311,622	13,873	325,495

1 新潟県南部産業団地

(1) 補助対象面積 5,876.26 m²

(2) 補助金交付見込額 7,766 千円 (千円未満切捨て)

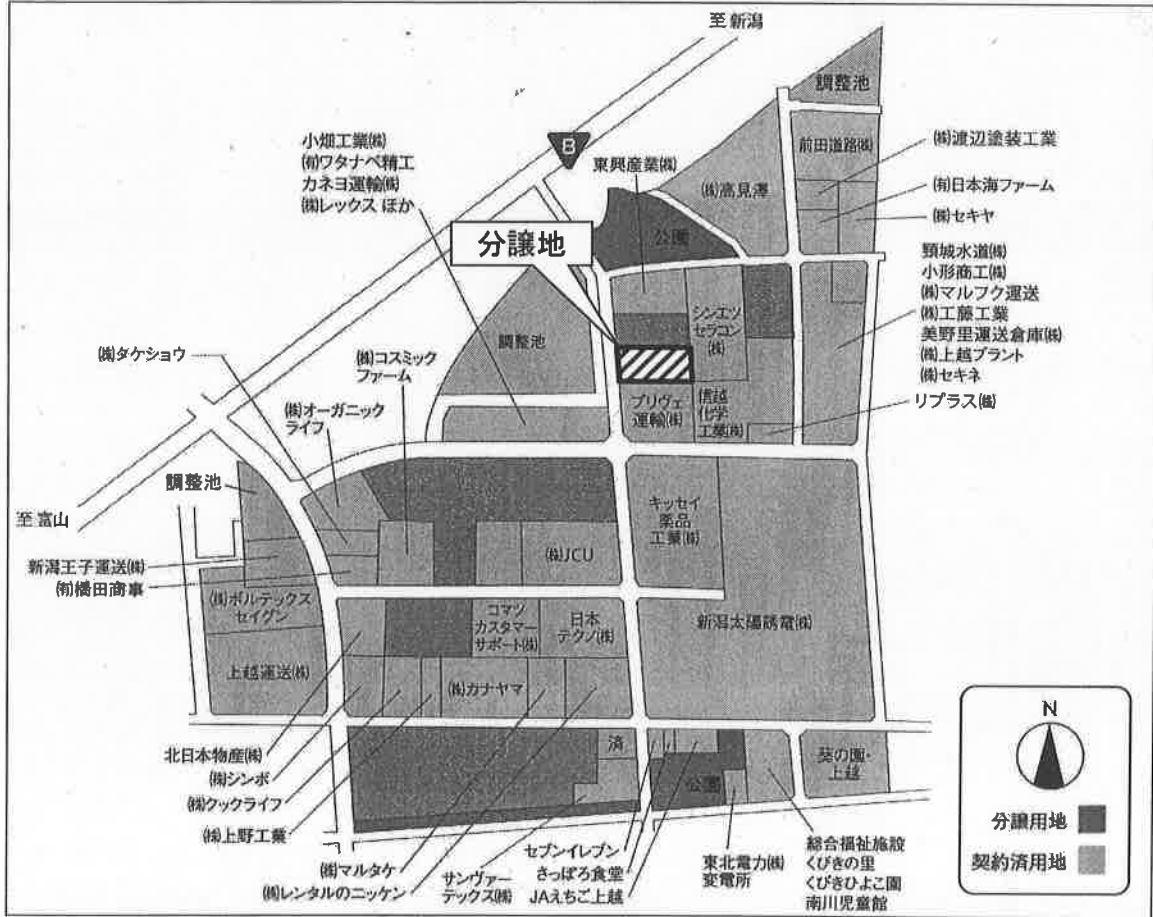
購入価格の 100 分の 10 (5,000 m²以下の面積)

$5,000.00 \text{ m}^2 \times 12,300 \text{ 円/m}^2 \times 10/100 = 6,150,000 \text{ 円}$

購入価格の 100 分の 15 (5,000 m²を超え 10,000 m²以下の面積)

$876.26 \text{ m}^2 \times 12,300 \text{ 円/m}^2 \times 15/100 \approx 1,616,699 \text{ 円}$

【位置図】 分譲団地名：新潟県南部産業団地（上越市大字石橋新田地内）



2 板倉北部工業団地

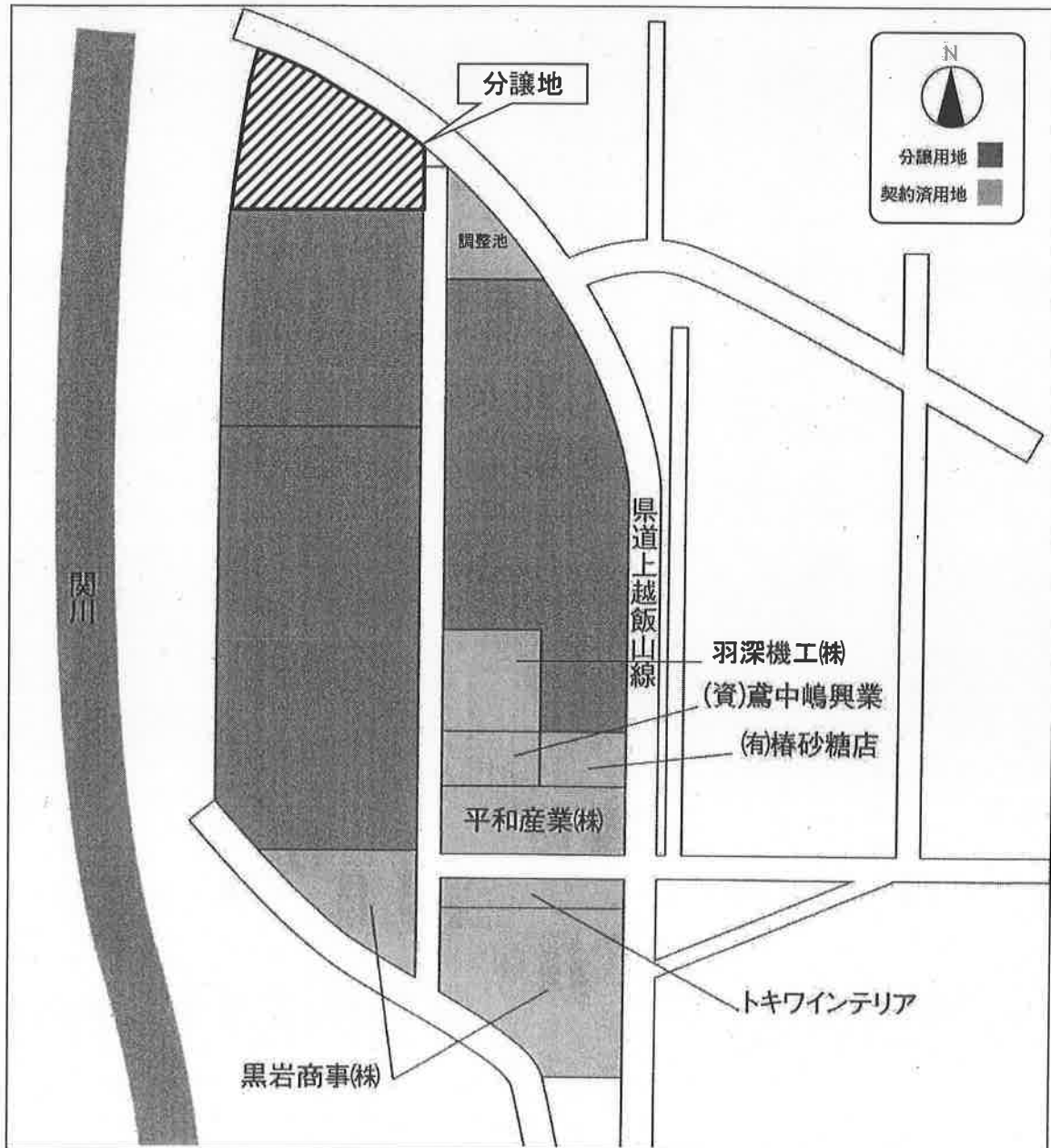
(1) 補助対象面積 4,980.06 m²

(2) 補助金交付見込額 3,884 千円 (千円未満切捨て)

購入価格の 100 分の 10 (5,000 m²以下の面積)

$4,980.06 \text{ m}^2 \times 7,800 \text{ 円/m}^2 \times 10/100 = 3,884,448 \text{ 円}$

【位置図】 分譲団地名：板倉北部工業団地（上越市板倉区稲増地内）



3 三和西部産業団地

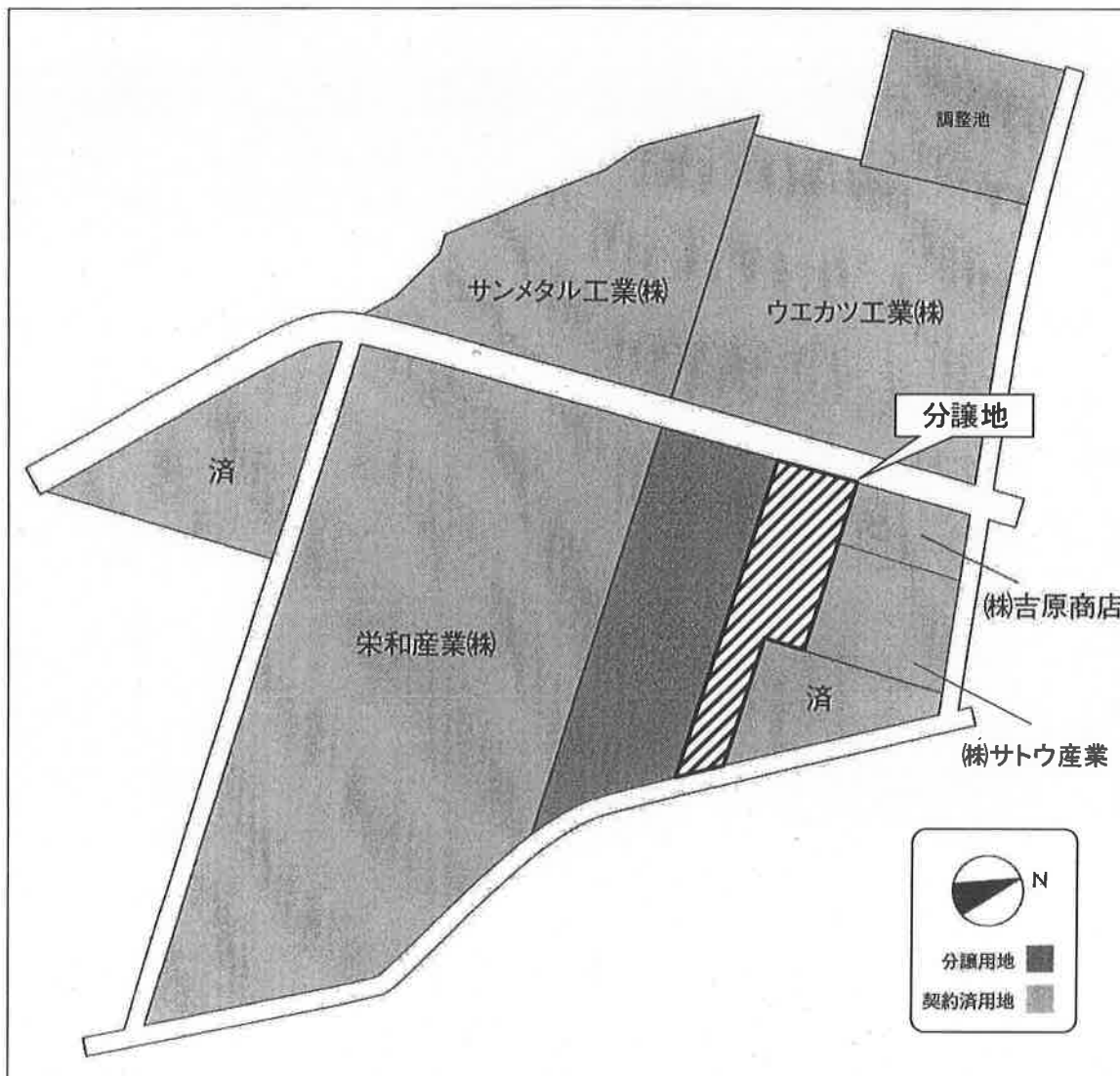
(1) 補助対象面積 3,000.07 m²

(2) 補助金交付見込額 2,223 千円 (千円未満切捨て)

購入価格の100分の10 (5,000 m²以下の面積)

$3,000.07 \text{ m}^2 \times 7,410 \text{ 円/m}^2 \times 10/100 \approx 2,223,051 \text{ 円}$

【位置図】 分譲団地名：三和西部産業団地（上越市三和区稲原及び岡木地内）



提出課	観光交流推進課
-----	---------

歳出科目 (P32～P33)	7款1項3目	観光交流費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
イベント推進費	108,321	6,842	115,163

主な補正財源		主な経費	
一般財源	6,842	負担金補助及び交付金	6,842

【補正理由】

台風19号による関川の増水により、例年観桜会の来場者臨時駐車場として使用している中央橋の右岸に土砂が堆積し、使用が困難な状況であることから、令和2年度の観桜会に向けた駐車場の整備を行うため、観桜会事業補助金を増額するもの

【補正内容】

観桜会事業補助金の増額

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	56,006	6,842	62,848
観桜会事業補助金	56,006	6,842	62,848

○整備内容

- ・中央橋右岸上流側（駐車台数：70台） 砕石敷設、転圧
- ・中央橋右岸下流側（駐車台数：450台） 砕石敷設、転圧